ＤＸ審査支払機構・国保統一事例

【　投薬　】

８９４　細菌性結膜炎を合併した場合のアレルギー性結膜炎に対する広範囲抗菌点眼剤の算定について

《令和８年１０月３０日》

○　取扱い

細菌性結膜炎を合併した場合のアレルギー性結膜炎に対する広範囲抗菌点眼剤（クラビット点眼液等）の算定は、原則として認められる。

○　取扱いを作成した根拠等

アレルギー性結膜炎は、花粉やダニ等特定のアレルゲンにより結膜に炎症が生じる疾患である。治療の第一選択は抗アレルギー点眼剤で、抗アレルギー点眼剤だけでは効果不十分な場合に重症度に応じて抗アレルギー内服薬やステロイド薬（点眼剤、内服薬、眼軟膏等）を併用投与する。

また、アレルギー性結膜炎は、しばしば細菌性結膜炎を合併することがあり、その治療として抗菌点眼剤の投与は有用である。

以上のことから、細菌性結膜炎を合併した場合のアレルギー性結膜炎に対する広範囲抗菌点眼剤（クラビット点眼液等）の算定は、原則として認められると判断した。